

2 宮崎県沿道修景美化条例及び施行規則（全文）

宮崎県沿道修景美化条例は、昭和 44 年 4 月に公布され、6 章 24 条及び附則からなっていました。昭和 48 年に「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」が制定され、沿道修景美化審議会が宮崎県自然環境保全審議会の沿道修景美化部会としておかれることになったため、関係条文が削除された経緯があります。

したがって、条例第 2 章の第 4 条から第 8 条、及び施行規則の関係条文が削除されています。

また、平成 11 年に地方分権一括法制定に伴い、県と市町村は対等の関係になることから、第 5 章第 16 条 1 項の「市町村及び住民の責務」を「県の責務」、「住民の責務」、「県と市町村との協力」に細分化しました。

さらに、平成 17 年に文化財保護法の改正に伴い、同法に係る条例第 20 条の改正を行っています。

宮崎県沿道修景美化条例の改正経過

○昭和 48 年 3 月 26 日条例第 14 号

自然環境保全法の第 51 条第 1 項の規定により策定された「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」の第 9 条の 2 における宮崎県自然環境保全審議会の設置に伴う第 2 章沿道修景美化審議会の削除

○平成 4 年 3 月 30 日条例第 5 号

「罰金の額等の引き上げのための刑法等の一部を改正する法律」（平成 3 年 5 月）の施行に伴う条例の罰金改正

○平成 11 年 12 月 24 日条例第 62 号

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成 11 年 7 月）の公布に伴い、市町村と県が対等となるような条文へ改正

○平成 18 年 3 月 29 日条例第 25 号

史跡名勝天然記念物の指定に関する条項の整備に伴うもの

(1) 宮崎県沿道修景美化条例（昭和 44 年 4 月 1 日条例第 13 号）

○宮崎県沿道修景美化条例

昭和 44 年 4 月 1 日条例第 13 号

改正

昭和 48 年 3 月 26 日条例第 14 号

平成 4 年 3 月 30 日条例第 5 号

平成 11 年 12 月 24 日条例第 62 号

平成 18 年 3 月 29 日条例第 25 号

宮崎県沿道修景美化条例をここに公布する。

宮崎県沿道修景美化条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 削除

第 3 章 指定（第 9 条—第 11 条）

第 4 章 沿道自然景観地区、沿道修景植栽地区及び沿道修景指定樹木に関する制限（第 12 条—第 14 条）

第 5 章 雑則（第 15 条—第 21 条）

第 6 章 罰則（第 22 条—第 24 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、県内の沿道において、すぐれた自然景観及び樹木その他の植物を保護するとともに、花木類の植栽等を行うことによって、沿道の修景を図り、もって郷土の美化を推進することを目的とする。

一部改正〔平成 11 年条例 62 号〕

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 沿道 一般国道及び県道（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 2 号の一般国道及び同条第 3 号の県道をいう。）の路側（路肩及び法面を含む。）をいう。
- (2) 沿道自然景観地区 県内の沿道において代表的な自然の風景地及びその眺望を妨げない地で第 9 条第 1 項の規定により知事が指定する地区をいう。
- (3) 沿道修景植栽地区 県内の沿道における樹木その他の植物の植栽地で道路の各 1 側について幅 20 メートルを超えない範囲で第 9 条第 1 項の規定により知事が指定す

る地区をいう。

- (4) 沿道修景指定樹木 県内の沿道において美観風致を維持する樹木又は樹木の集団で第9条第1項の規定により知事が指定するものをいう。

一部改正〔平成11年条例62号〕

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第3条 この条例の適用に当たっては、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、公共事業その他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 削除

削除〔昭和48年条例14号〕

第4条から第8条まで 削除

削除〔昭和48年条例14号〕

第3章 指定

(指定)

第9条 知事は、宮崎県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞いて、沿道自然景観地区、沿道修景植栽地区及び沿道修景指定樹木を指定する。

- 2 知事は、沿道自然景観地区、沿道修景植栽地区及び沿道修景指定樹木を指定しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところによりその旨を公告し、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定による公告に異議があるときは、関係市町村及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、知事にこれを申し出ることができる。
- 4 知事は、沿道自然景観地区、沿道修景植栽地区及び沿道修景指定樹木を指定した場合には、その旨を公示しなければならない。
- 5 沿道自然景観地区、沿道修景植栽地区及び沿道修景指定樹木の指定は、前項の公示によって効力を生ずる。

一部改正〔昭和48年条例14号〕

(指定の解除等)

第10条 知事は、沿道自然景観地区、沿道修景植栽地区及び沿道修景指定樹木の指定を解除し、又はその沿道自然景観地区及び沿道修景植栽地区の区域を変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。この場合において、沿道自然景観地区及び沿道修景植栽地区の区域を変更することによって、あらたに指定される区域があるときは、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

- 2 前条第4項及び第5項の規定は、前項の沿道修景指定樹木の指定解除並びに沿道自然景観地区及び沿道修景植栽地区の区域の変更について準用する。

(立入検査)

第11条 知事は、沿道自然景観地区、沿道修景植栽地区及び沿道修景指定樹木の指定のために必要があると認めるときは、その職員をして必要な土地に立ち入らせ、状況を検査

させることができる。

- 2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第4章 沿道自然景観地区、沿道修景植栽地区及び沿道修景指定樹木に関する制限
(沿道自然景観地区等における制限)

第12条 沿道修景植栽地区において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

- (1) 沿道修景のために植栽された樹木その他の植物を伐採し、又は移植し、若しくは改植すること。
 - (2) 火入れ又はたき火をすること。
- 2 沿道自然景観地区及び沿道修景植栽地区において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。
- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - (2) 土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること。
 - (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - (4) 物を集積し、又は貯蔵すること。
 - (5) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - (6) 屋根、壁面、へい、その他これらに類するものの色彩を変更すること。
- 3 前項に規定するもののほか、沿道自然景観地区において、木竹を植栽し、又は伐採しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。
- 4 知事は、沿道自然景観地区及び沿道修景植栽地区の美観を保護するために必要があると認めるときは、当該地区において前2項に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その美観を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 5 前項の処分は、第2項及び第3項の届出をした者に対しては、その届出があった日から起算して30日以内に限りすることができる。
- 6 次の各号に掲げる行為については、第1項から第3項までの規定は適用しない。
- (1) 道路管理者が行う管理行為
 - (2) 当該地域が沿道自然景観地区及び沿道修景植栽地区として指定され、又はそれぞれの区域が拡張された際すでに着手していた行為
 - (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - (4) 宅地における第1項各号、第2項第4号及び第3項に規定する行為

7 前項第3号の場合においてなされた行為が、第1項の規定に該当する場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成11年条例62号〕

（沿道修景指定樹木の制限）

第13条 沿道修景指定樹木を伐採し、又は移植しようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

（原状回復命令等）

第14条 知事は、必要があると認めるときは、第12条第1項若しくは前条の規定に違反した者又は第12条第4項の規定による処分に違反した者に対して、沿道自然景観地区及び沿道修景植栽地区の保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

一部改正〔平成11年条例62号〕

第5章 雑則

（県の責務）

第15条 県は、この条例の目的を達成するため、沿道の修景のための施策を策定し、これを総合的に推進するものとする。

（住民の責務）

第16条 住民は、県が行う沿道の修景のための事業に協力すること等により沿道の修景に寄与するように努めるものとする。

全部改正〔平成11年条例62号〕

（県と市町村との協力）

第16条の2 県及び市町村は、沿道の修景のための施策の実施について、相互に連携し、及び協力するものとする。

追加〔平成11年条例62号〕

（補助）

第17条 県は、沿道の修景のための事業を促進するために必要があると認めるときは、予算の範囲内において、当該費用の一部を補助することができる。

（沿道修景指定樹木の保存）

第18条 沿道修景指定樹木の所有者は、その保存に努めなければならない。

（損失の補償）

第19条 県は、第12条第1項及び第13条の許可を得ることができないため、又は許可に条件を付せられたために損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償する。

一部改正〔平成11年条例62号〕

（適用除外）

第20条 沿道自然景観地区及び沿道修景植栽地区における樹木又は樹木の集団のうち、次

の各号に掲げる樹木又は樹木の集団については、この条例を適用しない。

(1) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項、第 110 条第 1 項又は第 182 条第 2 項の規定により指定された樹木又は樹木の集団

(2) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林に係る樹木の集団

一部改正〔平成 11 年条例 62 号・18 年 25 号〕

（規則への委任）

第 21 条 この条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の施行のため必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 罰則

第 22 条 次の各号の一に該当する者は、3 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 12 条第 1 項及び第 13 条の規定に違反した者

(2) 第 12 条第 1 項及び第 13 条の規定に掲げる行為を許可するときに付せられた条件に違反した者

(3) 第 14 条の規定による命令に違反した者

一部改正〔平成 4 年条例 5 号〕

第 23 条 次の各号の一に該当する者は、2 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 11 条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(2) 第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定による行為の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一部改正〔平成 4 年条例 5 号〕

（両罰規定）

第 24 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和 44 年 9 月規則第 28 号で、同 44 年 9 月 10 日から施行）

附 則（昭和 48 年 3 月 26 日条例第 14 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して 6 月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

（昭和 48 年 4 月規則第 22 号で、同 48 年 4 月 12 日から施行）

附 則（平成 4 年 3 月 30 日条例第 5 号）

この条例は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 12 月 24 日条例第 62 号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

（2）宮崎県沿道修景美化条例施行規則

昭和44年10月20日規則第40号

改正

昭和51年4月1日規則第25号

昭和60年12月20日規則第50号

平成19年3月30日規則第22号

宮崎県沿道修景美化条例施行規則をここに公布する。

宮崎県沿道修景美化条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎県沿道修景美化条例（昭和44年宮崎県条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

（標識の設置）

第3条 知事は、条例第9条第1項の規定により沿道自然景観地区、沿道修景植栽地区及び沿道修景指定樹木を指定したときは、その地区内又は地点附近で公衆の見やすい場所にこれを表示する標識を設置するものとする。

（公告及び縦覧）

第4条 条例第9条第2項（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、沿道自然景観地区にあつてはその名称、区域及び景観の要旨を、沿道修景植栽地区にあつてはその名称、区域及び当該区域において沿道修景のために植栽された樹木その他の植物の種類を、沿道修景指定樹木にあつてはその樹木の名称及び位置を宮崎県公報に登載して行う。

2 条例第9条第2項（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧は、前項に規定する事項を記載した書面に沿道自然景観地区若しくは沿道修景植栽地

区の区域又は沿道修景指定樹木の位置を明示した縮尺5万分の1以上の図面を添付して、県土整備部道路保全課、関係土木事務所（西臼杵支庁を含む。以下同じ。）及び関係市町村の事務所において行う。

（公示）

第5条 前条第1項の規定は、条例第9条第4項（条例第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公示について準用する。

（証明書の様式）

第6条 条例第11条第2項の規定による証明書の様式は、別記様式第1のとおりとする。

（沿道修景植栽地区における行為の許可申請）

第7条 条例第12条第1項の規定による許可の申請は、別記様式第2による申請書を提出して行なわなければならない。

（沿道修景植栽地区において行なう行為について許可を要しない場合）

第8条 条例第12条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる行為をしようとする場合とする。

（1）沿道修景のために植栽された樹木その他の植物（以下「修景用植物」という。）の所有者又は管理者が行なう次に掲げる行為

ア 枯損した修景用植物の伐採

イ 修景用植物の維持管理のために必要な修景用植物の伐採、移植又は改植

ウ 道路交通に危険な修景用植物の伐採、移植又は改植

エ 沿道修景のために行なう測量上又は沿道修景のための施設の管理上支障となる修景用植物の伐採、移植又は改植

（2）防火上有効な空地、水面、耐火構造の壁土その他これらに類するものがあり、修景用植物に延焼のおそれがない場所で行なう火入れ又はたき火

（沿道自然景観地区又は沿道修景植栽地区における条例第12条第2項の規定による行為の届出）

第9条 条例第12条第2項の規定による届出は、別記様式第3による届出書を提出して行なわなければならない。

（沿道修景植栽地区において行なう行為について届出を要しない場合）

第10条 沿道修景植栽地区について条例第12条第2項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる行為をしようとする場合とする。

- （1） 農業、林業又は水産業を営むために通常行なう軽易な行為
- （2） 条例第12条第2項第6号に掲げる行為
- （3） 第1号に掲げるもののほか、当該地区の指定に係る道路敷地の境界線から3メートルをこえる地区において行なう条例第12条第2項第1号から第5号までに掲げる行為

（沿道自然景観地区において行なう行為について条例第12条第2項ただし書の規定により届出を要しない場合）

第11条 沿道自然景観地区について条例第12条第2項ただし書の規則で定める場合は、当該地区の指定に係る道路の路肩から100メートル以内の地区において、次に掲げる行為をしようとする場合とする。

- （1） 農業、林業又は水産業を営むために通常行なう軽易な行為（第4号ウに掲げる行為を除く。）
- （2） 社寺境内地又は墓地における鳥居、とうろう、墓碑その他これらに類する工作物の新築、改築、又は増築
- （3） 仮工作物又は地下工作物の新築、改築又は増築
- （4） 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為以外の行為
 - ア 地上における部分の延面積が100平方メートル以下のもっぱら居住の用に供される建築物以外の建築物の新築又は改築
 - イ 建築物（畜舎及びきん舎を除く。）の増築で、当該増築に係る地上における部分の延面積が10平方メートルをこえるもの（当該増築後の地上における部分の延面積が100平方メートル以下の建築物であって増築に係る部分がもっぱら居住の用に供されるもの及び増築前の建築物と同一の用途に供されるものを除く。）
 - ウ 宅地外における畜舎若しくはきん舎又はごみ焼却炉の新築、改築又は増築
 - エ 木造又は竹造以外のへい又はさくで高さが2メートルをこえるものの新築、改築

又は増築

オ 地上からの高さが13メートルをこえる鉄塔、電柱、やぐらその他これらに類する

工作物の新築、改築又は増築

カ 宅地外における面積が300平方メートルをこえる土地の形状変更

キ 宅地外における高さが2メートルをこえる法（のり）を生ずる切土又は盛土を伴

う鉱物の掘採又は土石の採取

ク 工作物の設置に伴う物の集積又は貯蔵以外の物の集積又は貯蔵

ケ 面積が300平方メートルをこえる水面の埋立て又は干拓

コ 屋根の色彩の黒色系若しくは緑色系以外の色彩への変更又は壁面、へいその他こ

れらに類するものの色彩の白色系若しくは茶色系以外の色彩への変更

2 沿道自然景観地区について条例第12条第2項ただし書の規則で定める場合は、前項に定めるもののほか、当該地区の指定に係る道路の路肩から100メートルをこえる地区において、前項第4号コに掲げる行為以外の行為をしようとする場合とする。

（沿道自然景観地区における条例第12条第3項の規定による行為の届出）

第12条 条例第12条第3項の規定による届出は、別記様式第4による届出書を提出して行なわなければならない。

（沿道自然景観地区において行なう行為について条例第12条第3項ただし書の規定により届出を要しない場合）

第13条 条例第12条第3項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる行為をしようとする場合とする。

- (1) 知事が指定する場所以外の地区において行なう木竹の植栽
- (2) 農業用の木竹の伐採
- (3) 法令又はこれに基づく処分により義務の履行として行なう木竹の伐採
- (4) 森林の保育のために行なう木竹の伐採
- (5) 森林における木竹の択伐
- (6) 枯損した木竹の伐採

（沿道自然景観地区における特定場所の指定の方法等）

第14条 知事は、前条第1号の場所（以下この条において「特定場所」という。）を指定するときは、宮崎県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

2 知事は、特定場所を指定しようとするときは、あらかじめ、当該特定場所の位置及び区域を公告し、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

3 前項の規定による公告に異議があるときは、関係市町村及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、知事にこれを申し出ることができる。

4 知事は、特定場所を指定した場合には、その旨を公示するものとする。

5 特定場所の指定は、前項の公示によって効力を生ずる。

6 知事は、特定場所の指定を解除し、又は特定場所の区域を変更しようとするときは、審議会の意見をきくものとする。この場合において、特定場所の区域を変更することによって、あらたに指定される区域があるときは、第2項から第5項までの規定を準用する。

7 第4条の規定は第2項（前項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び縦覧に、第5条の規定は第4項（前項において準用する場合を含む。）の規定による公示について準用する。

（非常災害のために行なった応急措置の届出）

第15条 条例第12条第7項の規定による届出は、別記様式第5による届出書を提出して行なわなければならない。

（沿道修景指定樹木に係る行為の許可申請）

第16条 条例第13条の規定による許可の申請は、別記様式第2による申請書を提出して行なわなければならない。

（補償要求）

第17条 条例第19条の規定による補償の要求は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を知事に提出して行なわなければならない。

（1） 要求者の住所及び氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 補償要求の理由

(3) 補償要求額及びその内訳

(書類の経由)

第18条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、関係土木事務所の長を経由しなければならない。この場合において、2以上の土木事務所の区域にまたがる事項については、当該事項が主として関係する土地を管轄する土木事務所の長を経由しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(宮崎県沿道修景美化審議会運営規則の廃止)

2 宮崎県沿道修景美化審議会運営規則（昭和44年宮崎県規則第29号）は、廃止する。

附 則（昭和51年4月1日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年12月20日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第22号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

別記様式第1

様式第2

様式第3

様式第4

様式第5

別記 様式第1

(表)

| | | |
|---|-----------------------|-------------|
| 第 号 | 身 分 証 明 書 | 所 属 |
| | 年 月 日 発 行 | 職 氏 名 |
| | (一年間有効) | 年 令 |
| 右の者は、宮崎県沿道修景美化条例第十一条に規定する立入検査を行な うことができる職員である。 | | |
| 宮崎県知事 | | |
| 印 | | |

別記 様式2

(裏)

宮崎県沿道修景美化条例抜すい

第十一条 知事は、沿道自然景観地区、沿道修景植栽地区及び沿道修景指
定樹木の指定のために必要があると認めるときは、その職員をして必要
な土地に立ち入らせ、状況を検査させることができる。

2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要
求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならな
い。

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項の規定による立ち入り検査を拒み、妨げ、又は忌避
した者

別記 様式第2

| | | |
|----------------------|-----------------------------------|---|
| | | 年 月 日 |
| 宮崎県知事 殿 | | 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） |
| 許 可 申 請 書 | | |
| 次の行為の許可を受けたいので申請します。 | | |
| ※ 行為の種類 | 沿道修景植栽地区 沿道修景指定樹木 | 修景用植物（伐採、移植、改植） 火入れ、たき火 指定樹木（伐採、移植） |
| 行 為 地 | | 市 郡 町 村 番地 |
| 目 的 | | |
| 規 模 | | |
| ※ 施 行 法 | 直 営、 請 負 | |
| 施 行 者 (予 定) | 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） | |
| | 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） (電話) | |
| 施 行 の 期 日 | 着手 | 年 月 日 |
| | 完了 | 年 月 日 |
| 備 考 | | |

(注) 1 ※の欄は、該当事項を で囲むこと。
2 規模の欄には、伐採、移植又は改植にあつては本数を、火入れ又はたき火にあつてはその面積を記載すること。
3 備考の欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。
4 申請書には、位置図、平面図その他行為の施行に必要な図面を添附すること。

別記 様式第3

| | | |
|---|---|---|
| 宮崎県知事 | 殿 | 年 月 日 |
| 届出人の住所及び氏名（法人にあつては、主たる 事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） | | |
| 届 出 書 | | |
| 次の行為を行いたいのでお届けします。 | | |
| ※ 行為の種類 | 沿道自然景観地区 沿道修景植栽地区 | 工作物新築、改築、増築、土地形状変更、 鉱物掘採、土石採取、物の集積、貯蔵、水 面埋立て、干拓、工作物等の色彩変更 |
| 行 為 地 | 市 郡 町 村 番地 | |
| 目 的 | | |
| 規 模 | | |
| ※ 施 行 法 | 直 営、 請 負 | |
| 施 行 者 (予 定) | 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） （電話 ） | |
| 施 行 の 期 日 | 着手 年 月 日 完了 年 月 日 | |
| 備 考 | | |

(注) 1 ※の欄は、該当事項を で囲むこと。
 2 規模の欄には、施行面積又は施行量を記載すること。
 3 備考の欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。
 4 届出書には、位置図、平面図その他行為の施行に必要な図面を添附すること。

別記 様式第4

| | | |
|---|---|--------------|
| 宮崎県知事 | 殿 | 年 月 日 |
| 届出人の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） | | |
| 届 出 書 | | |
| 次の行為を行いたいのでお届けします。 | | |
| ※ 行為の種類 | 沿道自然景観地区 | 木竹（植栽、伐採） |
| 行 為 地 | 市 郡 | 町 村 番地 |
| 目 的 | | |
| 規 模 | | |
| ※ 施 行 法 | 直 営、 請 負 | |
| 施 行 者 (予 定) | 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） (電 話) | |
| 施 行 の 期 日 | 着 手 年 月 日 | |
| | 完 了 年 月 日 | |
| 備 考 | | |

(注) 1 ※の欄は、該当事項を で囲むこと。

2 規模の欄には、植栽又は伐採の本数又は施行面積を記載すること。

3 備考の欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。

4 届出書には、位置図、平面図その他行為の施行に必要な図面を添附すること。

別記 様式第5

| | |
|---------------------|---|
| | 年 月 日 |
| 宮崎県知事 殿 | 届出人の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） |
| 届 出 書 | |
| 次の行為を行いましたのでお届けします。 | |
| ※ 行為の種類 | 沿道修景植栽地区 |
| 行為地 | 修景用植物（伐採、移植、改植） 火入れ、たき火 |
| 目 的 | 市 郡 町 村 番地 |
| 規 模 | |
| ※ 施 行 法 | 直 営、 請 負 |
| 施 行 者 | 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） (電話) |
| 施行の期日 | 着手 年 月 日 完了 年 月 日 |
| 備 考 | |

(注) 1 ※の欄は、該当事項を で囲むこと。

2 規模の欄には、伐採、移植又は改植にあつては本数を、火入れ又はたき火にあつてはその面積を記載すること。

3 備考の欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。

4 届出書には、位置図、平面図その他行為の結果を表わす図面を添附すること。

3 条例の解説

宮崎県の地勢は山岳が多く、県土の 75%が山林で覆われているが、温暖な気象条件は住みやすい生活環境を形成し、特異な歴史環境のもとに創造された神話伝説につつまれた多くの史跡、文化財などの存在は「日本のふるさと」のイメージを一層強くするものがあります。

さて、このような環境の中にあって、本県は早くから「美しい郷土づくり」を手がけてきました。すなわち、美しい環境づくりは県民の美化道德の向上につながり、豊かにして創意と工夫に富む根性ある人づくりにつながる重要な施策として推進してきました。

沿道修景美化条例は、本県独自の条例として、昭和 44 年に制定したのですが、当時の知事は道路に関し次のように述べています。

「従来の道路の在り方はともすれば、人や物が目的地に早く到着することのみを考えた道路施策や技術が先行し過ぎたものと思えてならない。直線道路が土木技術の全部ではなく、道路を改良したり、新設したりするときはできる限り、自然の保護に気を配ることが必要である。…私は年来、土木工学の中には必ず修景というか、環境をきれいにする修景工学がなければ効果がうすくなるのではないかと思っているのであって、宮崎では土木行政のなかにこの考えを定着させた。…」

宮崎県では、条例制定当時、県政の 5 つの計画課題の中に「住みよい豊かな地域環境の形成と快適・安全な県土の建設」をとりあげ、快適な環境の保全と整備を進めることとしており、このためには自然美の保護、風景美の創造が必要と考えていました。これによって狙うところは、県土全体を公園的に美しくするいわゆる「全県公園化」です。

この全県公園化のためにこれまで進めてきた、沿道修景美化事業の推進根拠をより明らかにし、一層の発展を期するというのが本条例の目指すところといえます。



沿道修景植栽地区（国道 268 号 田之平（宮崎市高岡町））

(目 的)

第1条 この条例は、県内の沿道において、すぐれた自然景観及び樹木その他の植物を保護するとともに、花木類の植栽等を行なうことによって、沿道の修景を図り、もって郷土の美化を推進することを目的とする。

ここにいう「花木類の植栽等」とは、花木類の植栽行為のほか、花木類の保護のための規制も修景のための必要措置であることを表現しているものです。

ところでこの条例を規定するにあたっては、旧自治省行政局、旧建設省道路局、旧厚生省国立公園部等のご指導、御助言を受けながら進めてきたものですが、前例のないものだけに、本県法令審議会の審議にも大変な苦勞がありました。条例の内容としては、自然公園法、古都保存法あるいは都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律等に準拠しているが、根拠法令がなく、従って憲法第94条、地方自治法第14条の規定を根拠として、いわゆる「行政事務条例」として制定することになったのです。

すでに述べたように、沿道における景観あるいは樹木等は社会全体の財産でもあり、これらの保護、育成を害するような事例を防止することは今日のようにめまぐるしい変遷をとげている社会生活においては緊急かつ重要なことといわなければなりません。こうした点から「美しい郷土づくり」の健全な実現を促し、住民の社会経済活動の中心となる道路沿線の必要か所につき、生活環境を整えることは公共の福祉の一態様であり、そのために特定の行為を制限することは、なんら憲法上の問題とはならないように考えます。

しかし、この条例の制定にはいくつかの点が配慮されています。第一は保護すべき地域あるいは樹木等の「指定」についてです。これについては、一方的な指定が行なわれることのないよう、民意を反映する沿道修景美化審議会(昭和48年4月宮崎県自然環境保全審議会沿道修景美化部会に改正)が設けられ、ここの意見を尊重するようになっています。

次は、補償の制度です。指定地区において私権の行使の中の特定の行為については許可等の手続きを要することになっていますが、許可が得られず、または許可に条件を附せられたために損失を受けた場合は、通常生ずべき損失はこれを補償することとし、関係者の権利の保護を図っています。

さらに助成の途も講じられていることで、指定の場合に、個人所有の樹木があっても、指定後は保存のため予算の範囲内で必要経費の一部を補助することができるようになっていることなどです。



ハマユウ

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 沿道 一般国道及び県道(道路法「昭和27年法律第180号」第2条第一項に規定する道路で同法第3条第1項に規定するものをいう)の路側(路肩及び法面を含む)をいう。
- (2) 沿道自然景観地区 県内の沿道において代表的な自然の風景地及びその眺望を妨げない地で第9条第1項の規定により知事が指定する地区をいう。
- (3) 沿道修景植栽地区 県内の沿道における樹木その他の植物の植栽地で道路の各一側について幅20メートルをこえない範囲で第9条第1項の規定により知事が指定する地区をいう。
- (4) 沿道修景指定樹木 県内の沿道において美観風致を維持する樹木又は樹木の集団で第9条第1項の規定により知事が指定するものをいう。

ここでいう地区のうち、沿道修景植栽地区については道路法第44条による沿道区域の20メートルによったものですが、沿道自然景観地区については、範囲について定めのないことが論議の中心となりました。これは道路沿線で、非常に景観のすぐれているところ、または美しい風景が眺望できるような地点で、場合によって20メートルを超すことも考えられることから、範囲を定めなかったものです。しかし、実際上は、眺望地区を指定する機会が多いと考えられ、将来ともこの地点で工作物の新築、あるいは土地の形状変更等が行なわれるおそれのない箇所を考えています。

4号の沿道修景指定樹木については指定の段階で所有者の意志を尊重するとともに、指定後の助成金についても十分配慮する考えです。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第3条 この条例の適用に当たっては、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、公共事業その他の公益との調整に留意しなければならない。

第3条は、財産権の尊重及び他の公益との調整に関する規定です。

以上が第1章で、第3章は指定に関する規定です。

(指 定)

- 第9条 知事は、宮崎県自然環境保全審議会（以下「審議会」という）の意見を聞いて、沿道自然景観地区、沿道修景植栽地区及び沿道修景指定樹木を指定する。
- 2 知事は、沿道自然景観地区、沿道修景植栽地区及び沿道修景指定樹木を指定しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところによりその旨を公告し、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定による公告に異議があるときは、関係市町村及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、知事にこれを申し出ることができる。
- 4 知事は、沿道自然景観地区、沿道修景植栽地区及び沿道修景指定樹木を指定した場合には、その旨を公示しなければならない。
- 5 沿道自然景観地区、沿道修景植栽地区及び沿道修景指定樹木を指定は、前項の公示によって効力を生じる。

このように地区等の指定にあたっては審議会の意見を聞くのはもとよりですが、公告及び2週間の縦覧に供し（同条第2項）、公告に異議のあるときは関係市町村及び利害関係人は知事に申し出ることができます（同条第3項）し、その後公示同条（第4項）することとし、指定の効力はこの公示によって生ずることになる（同条第5項）など、関係者の意志を十分尊重するようにしています。

(指定の解除等)

- 第10条 知事は、沿道自然景観地区、沿道修景植栽地区及び沿道修景指定樹木の指定を解除し、又はその沿道自然景観地区及び沿道修景植栽地区の区域を変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、沿道自然景観地区及び沿道修景植栽地区の区域を変更することによって、あらたに指定される区域があるときは、前条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 2 前条第4項及び第5項の規定は、前項の沿道修景指定樹木の指定解除並びに沿道自然景観地区及び沿道修景植栽地区の区域の変更について準用する。

第10条は、指定の解除等に関する規定で、指定の解除や区域の変更についても審議会の意見を聞くこととしています。この場合、手続きとしては、第9条各項を準用することになっています。

(立入検査)

第11条 知事は、沿道自然景観地区、沿道修景植栽地区及び沿道修景指定樹木の指定のために必要があると認めるときは、その職員をして必要な土地に立ち入らせ、状況を検査させることができる。

2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の権限は、犯罰捜査のために認められたものと解してはならない。

第11条は（立入検査）に関する規定です。

第11条 知事は、沿道自然景観地区、沿道修景植栽地区及び沿道修景指定樹木の指定のために必要があると認めるときは、その職員をして必要な土地に立入らせ、状況を検査させることができます。

以下第2項に身分証明書の携帯、第3項では第1項の権限は犯罪捜査のために認められたと解してはならないことが規定されています。この条文については、立入検査ではなく、立入調査が適当ではないかとの意見が強かったです。たしかに内容は調査ですが、調査は当然の行為であり、条例にあげて規定するからにはやはり、一応の検査権を付与しておくべきであろうとの意見に落ち着きました。検査権の濫用は厳につつしむべきは当然です。

(沿道自然景観地区等における制限)

第12条 沿道修景植栽地区において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(1) 沿道修景のために植栽された樹木その他の植物を伐採し、又は移植し、若しくは改植すること。

(2) 火入れ又はたき火をすること。

2 沿道自然景観地区及び沿道修景植栽地区において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りではない。

(1) 建築物その他の工作物を新築し、又は増築すること。

(2) 土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること。

(3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(4) 物を集積し、又は貯蔵すること。

(5) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(6) 屋根、壁面、へい、その他これらに類するものの色彩を変更すること。

3 前項に規定するもののほか、沿道自然景観地区において、木竹を植栽し、又は伐採しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。ただし、規定で定める場合は、この限りではない。

- 4 知事は、沿道自然景観地区及び沿道修景植栽地区の美観を保護するために必要があると認めるときは、当該地区において前2項に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その美観を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 5 前項の処分は、第2項及び第3項の届出をした者に対しては、その届出があった日から起算して30日以内に限りすることができる。
- 6 次に各号に掲げる行為については、第1項から第3項までの規定は適用しない。
 - (1) 道路管理者が行なう管理行為
 - (2) 当該地域が沿道自然景観地区及び沿道修景植栽地区として指定され、又はそれぞれの区域が拡張された際すでに着手していた行為
 - (3) 非常災害のために必要な応急処置として行う行為
 - (4) 宅地における第1項各号、第2項第4号及び第3項に規定する行為
- 7 前項第3号の場合においてなされた行為が、第1項の規定に該当する場合は、すみやかにその旨を知事に届け出なければならない。

現在、道路沿線の花木が多くの県民から愛護される反面、被害を受けている例も少なくありません。それは公共のものに対する認識の不足や自然愛護心の欠如といえるかもしれません。特に多いのが、美しい花木を折ったり、刈りとったり、あるいは土地造成等によっていとも簡単に抜き去られてしまうことであり、又野焼きや、たき火などによって、折角の花木類が類焼を受けることです。

従ってここでは、この2点について特に留意し、事前にその行為を知り、必要な指導と措置を行なうために許可を要することとしたものです。もちろん、野焼き等も花木類から一定距離以上離れたものについては規則によって許可の対象外とするし、また伐採等についても所有者の行なう一定基準以下のもの、例えば保有のための整枝その他通常管理として行なうものは、規則によって許可の対象外とし、通常管理に支障とならないようにする考えです。

第2・3項の制限は、自然公園法に準拠したもので、公園道路的な整備の考え方に立っており、快適で楽しい交通が行なわれる道路の美観風致を害するおそれのある行為については、事前に承知することとしたものです。この届出も規則で一定の基準を設け、それ以下については届出を要しないことになるものであり、要は、沿道の自然景観又は花木類に影響を及ぼすおそれのある一定基準又は一定規模以上のものについて、保護育成上の必要な指導協議を行なうという趣旨のものです。

また、第6項の適用除外の上にさらに規則によって制限の緩和を規定するなど、特に私生活上に支障を生じないよう、私権を十分尊重する建前をとっているものです。

しかし、一般の社会常識上、著しく美観を害するような行為については、やはり社会利益上、必要限度において、悪質な行為の禁止、もしくは制限、又は必要な措置命令を行なうなど、規制的措施も必要となるでしょう。

(沿道修景指定樹木の制限)

第 13 条 沿道修景指定樹木を伐採し、又は移植しようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

個人所有の樹木についても私権の制限をすることになるが、運用上指定は所有者の異議のないものについて行なう方針であり、指定後の助成も考え、単に制限だけに終わらないよう配慮されているところです。

(原状回復命令等)

第 14 条 知事は、必要があると認めるときは、第 12 条第 1 項若しくは前条の規定に違反した者又は第 12 条第 4 項の規定による処分違反した者に対して、沿道自然景観地区及び沿道修景植栽地区の保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代るべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

「原状回復命令等」に関する規定で第 12 条第 1 項若しくは前条の規定に違反した者又は第 12 条第 4 項の規定による処分違反した者に対しては、指定地区の保護のため、「必要な限度」において原状回復、又はこれに代わるべき必要な措置を命ずることができるようになっていきます。この条例は罰則とも関連するが、本条例では、第 12 条第 2 項の届出行為はその内容によって即罰されることはなく、同条第 4 項による必要な指導が行なわれ、それに違反した場合に始めて罰則が適用されることとなります。つまり届出行為に対する罰則はワン・クッションにおいて適用されるものです。

(県の責務)

第 15 条 県は、この条例の目的を達成するため、沿道の修景のための施策を策定し、これを総合的に推進するものとする。

(住民の責務)

第 16 条 住民は、県が行う沿道の修景のための施策に協力すること等により沿道の修景に寄与するように努めるものとする。

(県と市町村との協力)

第 16 条の 2 県及び市町村は、沿道の修景のための施策の実施について、相互に連携し、及び協力するものとする。

(補助)

第 17 条 県は、沿道の修景のための事業を促進するために必要があると認めるときは、予算の範囲内において、当該費用の一部を補助することができる。

(沿道修景指定樹木の保存)

第 18 条 沿道修景指定樹木の所有者は、その保存に努めなければならない。

(損失の補償)

第 19 条 県は、第 12 条第 1 項及び第 13 条の許可を得ることができないため、又は許可に条件

を附せられたために損失を受けた者に対し通常生よるべき損失を補償する。

(適用除外)

第 20 条 沿道自然景観地区及び沿道修景植栽地区における樹木又は樹木の集団のうち、次の各号に掲げる樹木又は樹木の集団については、この条例を適用しない。

(1) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 109 条第 1 項、第 110 条第 1 項又は第 182 条第 2 項の規定により指定された樹木又は樹木の集団

(2) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林に係る樹木の集団

(規則への委任)

第 21 条 この条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の施行のため必要な事項は規則で定める。

第 5 章は雑則ですが、実はこの条例の指向するところはここに表現されているといえるもので、第 15 条、第 16 条において県、市町村および住民がともどもに力をあわせ沿道修景を推進することをうたっています。

なお、第 20 条は、指定樹木についての適用除外に関する規定で、文化財保護法に基づく樹木または樹木の集団には、この条例は適用しないこととしています。

第 21 条は規則への委任で、条例施行に必要な事項で定めることになっています。

第 22 条 次の各号の一に該当する者は、3 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 12 条第 1 項及び第 13 条の規定に違反した者

(2) 第 12 条第 1 項及び第 13 条の規定に掲げる行為を許可するときに附せられた条件に違反した者

(3) 第 14 条の規定による命令に違反した者

第 23 条 次の各号の 1 に該当する者は、5 千円以下の罰金に処する。

(1) 第 11 条の第 1 項の規定による立ち入り検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(2) 第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定に行為の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
(両罰規定)

第 24 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

最後の第 6 章は罰則であるが、他の条例との比較検討も行なわれ、この条例は美化思想の高揚を主旨としているので、現在県が定めているうちの最も軽微なものとされました。

以上が、沿道修景美化条例の概要ですが、繊細はさらに規則によって定められています。今後とも本条例の主旨を十分徹底させ、実効得るものとするため、広く県民の理解と協力を求めていきたいと考えています。

●沿道修景美化条例第 12 条の規則行為の取扱いについて

(1) 沿道修景用植物の維持について

イ 撤 去

原則として、乗り入れ口にかかる修景用植物のみとし、その他については、原状若しくは緑地帯を設置して、現況の維持を図ること。

ロ 火入れ、たき火

修景用植物に延焼のおそれのある行為については、地域住民に協力を得るため事前に関係市町村に通知し、万全な対策を講じること。

ハ 現地検査

許可及び届出にかかる行為の申請に附した条件については、現地検査の徹底に図り、違反行為のないよう十分に指導すること。

(2) 沿道修景植栽地区の保護

イ 乗り入れ口にかかる埋め立て

原則として1ヶ所とする

ロ 緑地帯の設定

a 緑地帯の中員は法面巾によって決定する。



沿道修景指定樹木（国道 221 号 クスノキ（小林市堤））